

令和3年流山市議会第1回定例会議案

2月18日招集
流山市

目 次

- 1 令和3年度流山市一般会計予算
- 2 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度流山市一般会計補正予算（第13号））
- 3 令和2年度流山市一般会計補正予算（第14号）
- 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 財産の取得について（東洋学園大学校舎等）
- 9 令和3年度流山市介護保険特別会計予算
- 10 流山市介護福祉士修学資金貸付条例の制定について
- 11 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 13 流山市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について
- 14 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 令和3年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 18 令和2年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 19 令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 20 令和2年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 21 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

23 和解について

24 令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計予算

25 令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

26 令和3年度流山市水道事業会計予算

27 令和3年度流山市下水道事業会計予算

28 令和2年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）

29 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 専決処分の報告について

2 専決処分の報告について

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種体制の確保及びワクチン接種に係る費用について早急な対応が必要であることから、令和3年1月14日付けで令和2年度流山市一般会計補正予算（第13号）について、専決処分をしたので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和2年度流山市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年1月14日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 4 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 職員の派遣が行える団体から独立行政法人都市再生機構を除き、新たに千葉県市長会を加えるためである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

（3）千葉県市長会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 学校運営協議会の委員の報酬を定め、監査委員の報酬額を改
定するためである。

流山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1 監査委員の項中「100,000円」を「130,000
円」に、「50,500円」を「61,000円」に改める。

別表第2 学校事故調査委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	日額 2,200円
-----------	-----------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 号

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 パートタイム会計年度任用職員の週休日における時間外勤務
に係る報酬の支給について、正規職員と同様の割合で支給する
ため及び報酬の端数処理に関する規定を整理するためである。

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125（正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでにおいては、100分の100）

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務で次号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(3) 第1号に掲げる勤務以外の勤務で1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間における勤務 100分の150

第20条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案第 7 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正により、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる範囲が拡大されたことに合わせ、適合性判定の審査等に係る手数料を見直すほか、所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第11の1の項中

「

床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき29,000円
-----------------------------------	--------------

」

を

「

床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき17,000円
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき29,000円

」

に、

「

床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき158,000円
-----------------------------------	---------------

」

を

「

床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき120,000円
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき158,000円

」

に、「261,000円」を「246,000円」に、

「

床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき416,000円
-----------------------------------	---------------

」

を

「

床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき308,000円
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき398,000円

」

に、「592,000円」を「569,000円」に、「719,000円」を「700,000円」に、「855,000円」を「828,000円」に、「977,000円」を「945,000円」に改め、同表摘要1第2号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の場
合 17,000円

別表第11摘要1第3号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の場
合 149,000円

別表第11摘要1第4号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の場
合 17,000円

別表第11摘要1第5号ア中「260,000円」を「246,000円」に改め、同号カ中「976,000円」を「945,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「855,000円」を「828,000円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「718,000円」を「700,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「592,000円」を「568,000円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「415,000円」を「398,000円」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の場
 合 308,000円（省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）
 による場合 119,000円）

別表第13の1の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

「

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき29,000円
------------------------------	--------------

」

を

「

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき17,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき29,000円

」

に、

「

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき158,000円
------------------------------	---------------

」

を

「

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき120,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき158,000円

」

に、

「

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき398,000円
------------------------------	---------------

」

を

「

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき308,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき398,000円

」

に改め、同表の2の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表の3の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

「

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき29,000円
------------------------------	--------------

」

を

「

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき17,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	1件につき29,000円

未満	
----	--

」

に、

「

非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき158,000円
------------------------------------	---------------

」

を

「

非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき120,000円
非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき158,000円

」

に、

「

非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき398,000円
------------------------------------	---------------

」

を

「

非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき308,000円
非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき398,000円

」

に改め、同表の4の項を次のように改める。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の	工場等（非住宅建築物（複合建築物においては非住宅部分に限る。）の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又は畜場、汚物処理場、ご	省令第1条第1項第1号口によるもの	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき28,000円	
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき40,000円	
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき103,000円	
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき155,000円	
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき192,000円	
			床面積が25,000平方メートル以上	1件につき239,000円	
	上記以外によるもの			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき33,000円
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき46,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき110,000円

申請 又は 求め に対 する 審査	み焼却 場その 他の処 理施設 の用途 に供す る建築 物をい う。以 下この 表にお いて同 じ。)		床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	1件につき163,000円	
			床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	1件につき201,000円	
			床面積が25,000平方メートル以上	1件につき249,000円	
	工場等 以外の 建築物	省令 第1 条第 1項 第1 号口 によ るも の		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき120,000円
				床面積が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき158,000円
				床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき255,000円
			床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	1件につき334,000円	
			床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	1件につき401,000円	

	床面積が25,000平方メートル以上	1件につき471,000円
上記以外によるもの	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき308,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき398,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき569,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき700,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき828,000円
	床面積が25,000平方メートル以上	1件につき945,000円

別表第13摘要1中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表摘要2中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表摘要8及び摘要9中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定は、この条例の施

行の日以後の申請又は求めに係る審査について適用し、同日前の申請又は求めに係る審査については、なお従前の例による。

議案第 8 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

(1) 種 目 建物

(2) 所 在 流山市鱒ヶ崎字背戸谷1662番地1

2 取得の目的 学校施設の取得

3 取得金額 638,500,000円

4 取得の相手方 東京都文京区本郷1丁目26番3号

学校法人東洋学園

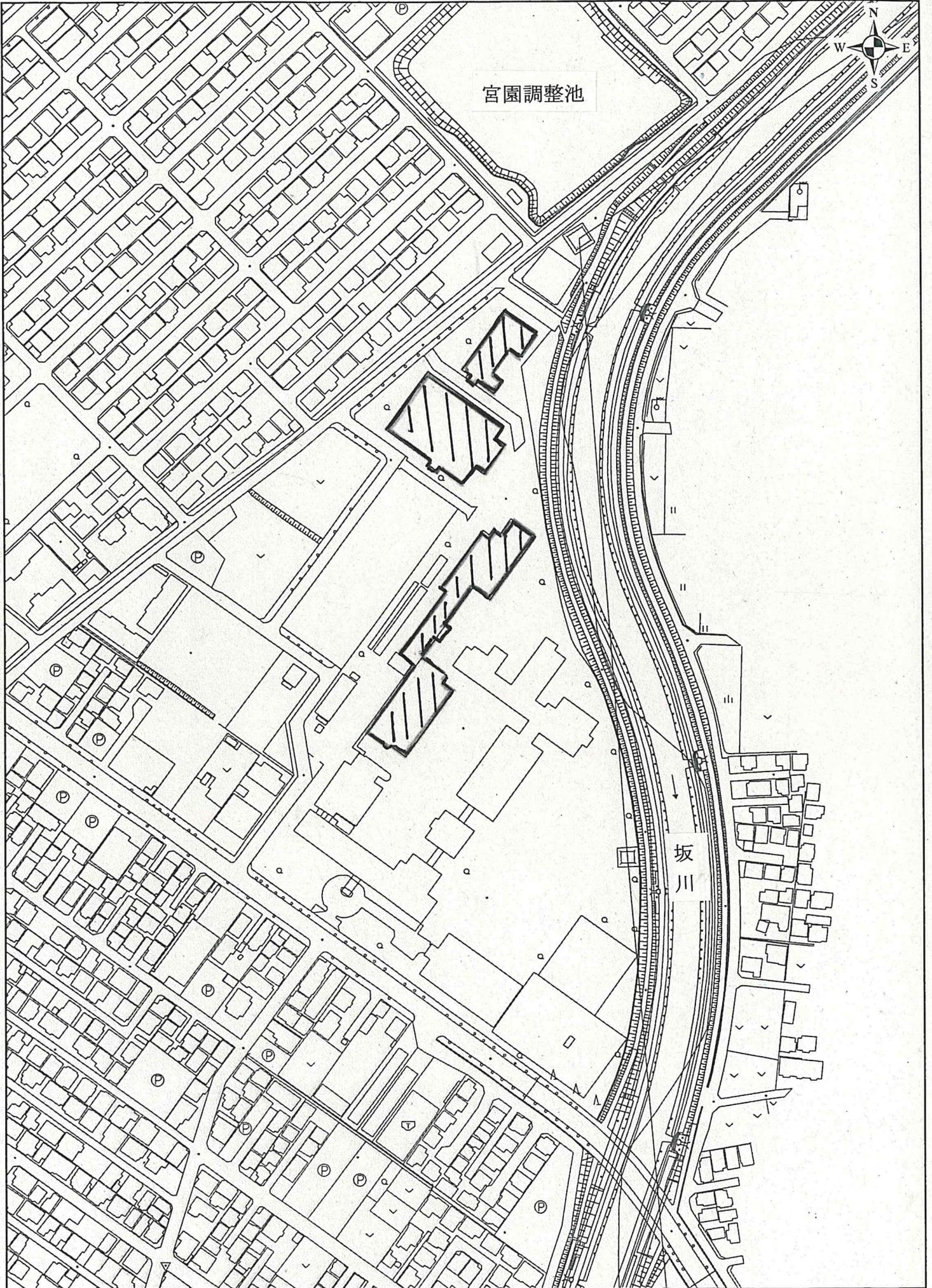
理事長 愛知 太郎

参考資料

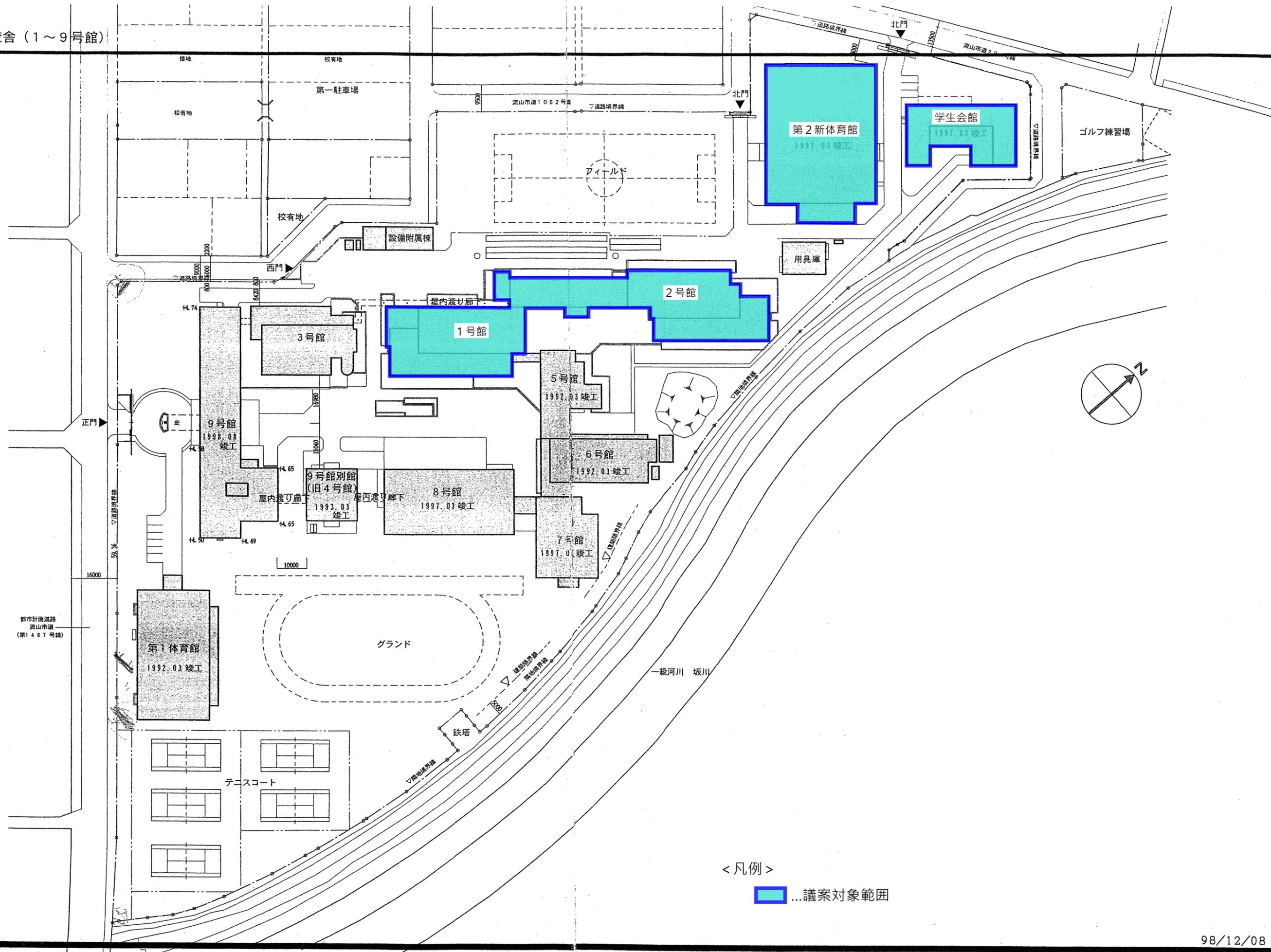
建 物 目 録

所在	種類	構造	延床面積 (㎡)
流山市鱒ヶ崎字背戸谷 1662番地1	校舎・事務所	鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板葺陸屋根4階建	7,612.01
	体育館	鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板葺陸屋根3階建	2,923.66
	学生会館	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,664.66
合計			12,200.33

位置図



1:2,500



<凡例>

...議案対象範囲

議案第 10 号

流山市介護福祉士修学資金貸付条例の制定について
流山市介護福祉士修学資金貸付条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 介護福祉士の資格を取得して、市内の介護施設等において介護職員として従事しようとする養成施設又は福祉系高校の在学者に対し、無利子で修学資金を貸し付け、一定の条件の下でその返済を免除することにより、これらの者の修学を容易にし、もって市内における介護人材の充足及び介護の質の向上に寄与するためである。

流山市介護福祉士修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、養成施設又は福祉系高校に在学する者であって、将来介護福祉士の資格を取得して、市内の介護施設等において介護職員として従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、養成施設又は福祉系高校における修学を援助するための資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって市内における介護人材の充足及び介護の質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。
- (2) 福祉系高校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校であって法第40条第2項第4号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定したものをいう。
- (3) 指定養成施設 市と本事業への協力に関する協定を締結した養成施設又は福祉系高校をいう。
- (4) 介護施設等 介護保険施設その他の介護職員がその業務に従事する施設で規則に定めるものをいう。
- (5) 正規雇用 次に掲げる事項をその内容に含む労働契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条の労働者派遣契約を除く。）により雇用されている者をいう。
 - ア 雇用する期間の定めのないこと。
 - イ 就業規則で定める所定労働時間を勤務すること。

(貸付けの対象者)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定養成施設に在学する者（市外の指定養成施設に在学する者に

あつては、本市の住民基本台帳に記録されているものに限る。)

(2) 指定養成施設を卒業し、介護福祉士となった後に遅滞なく市内の介護施設等において正規雇用の介護職員として従事しようとする意志を有する者

(3) 介護福祉士の養成を目的とする他の貸付け等を受けていない者
(将来市内の介護施設等において介護職員として従事しようとするために当該貸付け等を受けている者を除く。)

(貸付けの金額及び方法)

第4条 修学資金は、月額3万円を無利子で貸し付けるものとする。

2 修学資金は、次条第2項の規定による通知に定められた月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者の在学する指定養成施設の正規の修学期間が終了する月までの期間(以下「対象期間」という。)を対象として貸し付けるものとする。

(貸付けの申込み及び決定)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、規則の定めるところにより、市長に貸付けの申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の貸付けの申込みがあったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じ、面接その他適切と認める方法を用いて選考することができる。

(貸付契約の締結等)

第6条 前条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、市と当該貸付けに関する契約(以下「貸付契約」という。)を締結しなければならない。

2 貸付契約の締結に当たっては、前条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、規則の定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付金の返済)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付けを受けた修学資金(以下「貸付金」という。)を返済しなければならない。

2 前項の規定による返済は、次条の規定による免除を受けることがで

きなくなった日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第12条の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。以下「貸付期間」という。）に相当する期間内に、月賦均等払の方法により行わなければならない。ただし、借受人が期間を繰り上げて返済するときは、市長が別に定める方法により返済することができる。

（返済債務の免除）

第8条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による返済に係る債務（以下「返済債務」という。）を免除するものとする。

（1）介護福祉士試験に合格して指定養成施設を卒業した日から、3月以内において介護福祉士の登録をし、かつ、遅滞なく、市内の介護施設等における介護職員（正規雇用の場合に限る。以下「市内勤務介護職員」という。）として継続して従事した場合において、その継続して従事した期間（休職又は停職その他の一時的に市内勤務介護職員として従事できない期間を除く。以下「在職期間」という。）が貸付期間（当該貸付期間が1年に満たない場合にあつては、1年とする。以下同じ。）に達したとき。

（2）介護福祉士試験に合格しないで指定養成施設（福祉系高校を除く。）を卒業し、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から市内勤務介護職員として継続して従事した場合において、次のいずれかの場合に該当したとき。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の3の規定による介護福祉士となる資格をもって介護福祉士の登録を受けた場合

イ アに該当するまでの間に介護福祉士試験に合格して介護福祉士の登録を受け、かつ、在職期間が貸付期間に達した場合

（3）介護福祉士試験に合格しないで指定養成施設を卒業し、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月2日から1年3月以内の間に、介護福祉士試験に合格して介護福祉士の登録をし、かつ、市内勤務介護職員として従事を開始し、以降継続して従事した場合において、在職期間（介護福祉士試験に合格するまでの期間を除く。）が貸付期間に達したとき。

（返済債務の減免）

第9条 市長は、借受人が、死亡又は心身の故障により介護職員として

従事する能力を欠くに至ったことを理由として申請したときは、返済債務（履行期限が到来していない部分に限る。以下同じ。）を免除することができる。

- 2 市内勤務介護職員として従事することができなくなったと認められ、第7条第2項の規定により返済が開始された以後に、借受人（1年を超えて市内勤務介護職員として継続して従事した者に限る。）が申請したときは、市長は、当該借受人の在職期間を貸付期間で除して得た数を返済債務の額に乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に相当する額を返済債務の額から減額することができる。

（死亡による貸付契約の終了）

第10条 貸付契約は、借受人の死亡によって、その効力を失う。

- 2 市長は、前項の規定により貸付契約がその効力を失う際、現に貸付けを受ける期間が残存しているときは、当該期間に係る貸付けを行わないものとする。

（貸付契約の解除）

第11条 市長は、対象期間において、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは、貸付契約を解除するものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- （1）第3条に規定する貸付けの対象となる者の要件を欠くに至ったとき（本市の住民基本台帳に記録されなくなったことにやむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）。

- （2）前号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと市長が認めるとき（死亡又は心身の故障による場合を除く。）。

（貸付けの停止）

第12条 市長は、対象期間において、借受人が休学し、又は停学処分を受けたときは、当該休学又は停学処分（以下「休学等」という。）の生じた日の属する月の翌月分から当該休学等の消滅した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。

- 2 借受人が対象期間中に修学資金の貸付けの停止を希望するときは、市長にその旨を申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出の日の属する月の翌月から修学資金の貸付けを停止するものとする。

(不正利得の返還等)

第13条 市長は、借受人が偽りその他不正な手段により、貸付契約を締結し、又は修学資金の貸付けを受けたと認められるときは、当該貸付契約を解除する。

2 市長は、前項の規定による解除を行う際、現に貸付けを受ける期間が残存しているときは、当該期間に係る貸付けを停止するものとする。

3 市長は、第1項の規定による解除をしたときは、貸し付けた修学資金に相当する額の返還を求めることができる。

(延滞金)

第14条 市長は、借受人が正当な理由なく、貸付金を返済すべき日までに返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の日までの期間の日数に応じ、返済すべき額につき年14.6パーセント(当該返済をすべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特

例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第 11 号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料の額を定めるほか、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の公布による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、保険料の算定に係る合計所得金額の算出方法を改めるためである。

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「26,500円」を「28,600円」に改め、同項第2号中「34,800円」を「37,500円」に改め、同項第3号中「44,300円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「53,800円」を「57,900円」に改め、同項第5号中「63,300円」を「68,200円」に改め、同項第6号中「72,700円」を「78,400円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「79,100円」を「85,200円」に改め、同項第8号中「82,200円」を「88,600円」に改め、同項第9号中「94,900円」を「102,300円」に改め、同項第10号中「101,200円」を「109,100円」に改め、同項第11号中「107,600円」を「115,900円」に改め、同項第12号中「113,900円」を「122,700円」に改め、同項第13号中「120,200円」を「129,500円」に改め、同項第14号中「126,600円」を「136,400円」に改め、同項第15号中「132,900円」を「143,200円」に改め、同項第16号中「139,200円」を「150,000円」に改め、同項第17号中「148,700円」を「160,200円」に改め、同項第18号中「158,200円」を「170,500円」に改め、同条第2項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「13,900円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「13,900円」を「15,000円」に、「18,900円」を「20,400円」に改め、同条第4項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「13,900円」を「15,000円」に、「41,100円」を「44,300円」に改める。

附則第7条を附則第8条とし、附則第6条を附則第7条とし、附則第

5条の次に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料の算定に関する基準の特例)

第6条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和3年度から令和5年度までの年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 12 号

流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の制定について

流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公の施設として流山市南流山児童センターを設置し、その管理及び当該施設において実施する事業について必要な事項を定め、指定管理者による管理を行わせるためである。

流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市南流山児童センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、流山市南流山児童センター（以下「児童センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市南流山児童センター	流山市流山2539番地の1

(事業)

第4条 児童センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健全な遊びの指導に関すること。
- (2) 個別的又は集団的な余暇指導に関すること。
- (3) 地域の子ども育成事業活動の指導に関すること。
- (4) 体力の増進の指導に関すること。
- (5) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、児童センターは、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を家庭において保育することが一時的に困難となった場合又は保護者の心理的・肉体的負担を軽減する必要がある場合に対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり」という。）を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 市は、児童センターの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童センターの管理を行わせるものとする。

2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (2) 第4条に規定する事業に関すること。
- (3) 第9条に規定する使用の許可に関すること。
- (4) 第10条に規定する使用の制限に関すること。
- (5) 第11条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。
- (6) 第15条及び第21条に規定する使用料及び利用料金に関すること。

(開館時間及び休館日)

第7条 児童センターの開館時間は、別表第1に定めるとおりとする。

2 児童センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により教育委員会が定める夏季における休業日である月曜日(以下「夏季月曜開館日」という。))を除き、夏季月曜開館日以外の月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日)
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用者の範囲)

第8条 施設等(別表第1に定める会議室(以下「会議室」という。))及び別表第3に定める会議室の附属設備(以下「会議室の附属設備」という。))を除く。)を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者及びその保護者
- (2) 児童の健全な育成に関する事業を実施するために使用する者
- (3) 前2号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者

2 会議室を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 18歳未満の者を対象とした支援活動を行う団体で、市に登録した団体

(2) 前号に定める者のほか、指定管理者が特に認める者

3 会議室の附属設備を使用することができる者は、会議室の使用について次条の規定による許可を受けた者とする。

(使用の許可)

第9条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可をする場合において、指定管理者は、施設等の管理上の必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、施設等を使用しようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 児童センターの設置の目的に反するとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上の支障があるとき。

(使用の禁止及び許可の取消し)

第11条 指定管理者は、第9条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部若しくは一部を禁止し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反するとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正の手段によるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上の支障があるとき。

(現状変更)

第12条 使用者は、施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第11条の規定により禁止又は取消しがあったときを含む。)は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が原状に復し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 故意若しくは過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害の賠償をしなければならない。

(使用料及び利用料金)

第15条 施設等(会議室及び会議室の附属設備(以下「会議室等」という。))を除く。)の使用料は、無料とする。

2 会議室等を使用する者は、第9条第1項の規定により許可を受けた使用期日までに別表第2又は別表第3に定める利用料金(以下「会議室等利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用を許可する場合には、別に会議室等利用料金の支払期日を指定することができる。

4 会議室等利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5 市長は、会議室等利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

6 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、会議室等利用料金を減額し、又は免除することができる。

(一時預かりの利用者資格)

第16条 児童センターにおける一時預かりを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に在住し、又は在勤する生後6か月から小学校就学前までの集団保育が可能な乳幼児の保育を希望する当該乳幼児の保護者

(2) 前号に定める者のほか、指定管理者が特に認める者

(一時預かりの利用の承認)

第17条 前条の規定により、一時預かりを利用しようとする者は、指定管理者に利用の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認をする場合において、指定管理者は、一時預かりの利用上の必要な条件を付することができる。

(一時預かりの利用の不承認)

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、一時

預かりの利用を承認しない。

- (1) 設備その他の理由により、施設に余裕がないとき。
- (2) 乳幼児が疾病その他の事由により、集団保育に適さないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一時預かりを実施する上で支障があると認めるとき。

(一時預かりの利用の承認の取消し)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、一時預かりの利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 一時預かりの利用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前条第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (4) 一時預かりの利用の申込みに虚偽があることが判明したとき。
- (5) 災害その他の事故により一時預かりの利用ができなくなったとき。
- (6) 工事その他の都合により市長が必要と認めるとき。

(一時預かりの利用時間)

第20条 一時預かりの利用時間は、別表第1に定める児童センター(会議室を除く。)の開館時間と同様とする。

(一時預かりの利用料金)

第21条 一時預かりを利用する者は、第17条の規定により利用の承認を受けた利用期日までに別表第4に定める利用料金(以下「一時預かり利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、一時預かり利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、一時預かり利用料金を減額し、又は免除することができる。

(施設等の使用及び一時預かりの利用の権利の譲渡等の禁止)

第22条 施設等の使用の許可及び一時預かりの利用の承認を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金の還付)

第23条 既に納付した会議室等利用料金及び一時預かり利用料金は、還付しない。ただし、規則に定める基準に基づき、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(免責)

第24条 この条例に基づく処分によって児童センターの使用者又は一時預かりの利用者に生じた損害については、市長及び指定管理者は一切その責めを負わない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に係る手続及び指定管理者が児童センターの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 施設等の使用又は一時預かりの利用に係る申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第7条関係）

児童センターの開館時間

使用区分	1月から4月まで及び9月から12月まで（日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）	5月から8月まで（日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日を除く。）	日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日
児童センター （会議室を除く。）	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで
会議室	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで

別表第2（第15条関係）

会議室の利用料金

会議室の区分	利用料金
--------	------

会議室 1	1 時間ごとに 2 0 0 円
会議室 2	1 時間ごとに 1 5 0 円
会議室 1 及び会議室 2 を合わせて 使用する場合	1 時間ごとに 3 5 0 円

備考

- 1 会議室 2 のみを使用する場合は、会議室の附属設備を使用することはできない。
- 2 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、利用料金は、超過又は繰上げの時間 3 0 分ごとに、この表の規定により算出する利用料金（この表において「規定利用料金」という。）の 1 時間当たりの単価に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額（以下「超過料金」という。）を使用時間に相当する利用料金に加えた額とする。
- 3 営利を目的として使用する場合は、規定利用料金（超過料金を含む。）に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。
- 4 市民以外の者が使用する場合は、規定利用料金に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。ただし、前 2 項の規定のいずれかに該当する場合は、これらの規定を適用して得た額の合算額に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。

別表第 3（第 1 5 条関係）

会議室の附属設備の利用料金

附属設備	1 回の利用料金
プロジェクター（スクリーンを含む。）	3 3 0 円
C D プレーヤー	2 2 0 円
B D レコーダー	2 2 0 円
マイクロフォン（1 本）	1 1 0 円

備考

- 1 この表において、1 回の利用料金とは、会議室を使用している時間内の利用料金をいう。
- 2 会議室 2 のみを使用する場合は、会議室の附属設備を使用することはできない。
- 3 利用料金については、この表に定めるもののほか、別表第 2 の備考第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。この場合において、同

表備考第3項中「規定利用料金（超過料金を含む。）」とあるのは「この表の規定により算出する利用料金」と、同表備考第4項中「規定利用料金（超過料金を含む。）」とあるのは「この表の規定により算出する利用料金」と、「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

別表第4（第21条関係）

一時預かり利用料金

時間区分	利用料金
最初の1時間	1,000円
以降30分ごと	500円

備考 指定管理者が特にやむを得ないと認め、一時預かりの利用の承認を受けた時間を超えて、一時預かりを利用した場合の利用料金は、当該利用の承認を受けた時間を超えて利用した時間に応じ、30分ごとに500円を当該利用の承認を受けた時間で算出された利用料金に加えた額とする。

議案第 13 号

流山市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について
流山市教育委員会委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市教育委員会委員の定数を増やし、多様化複雑化した教育現場に資するためである。

流山市教育委員会委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、流山市教育委員会の委員の定数は、5人とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 14 号

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市生涯学習センターの附属設備にプロジェクター及びワイヤレスアンプセットを追加し、その料金を定めるためである。

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年流山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表の2 附属設備利用料金（3） 音楽室の表の次に次のように加える。

（4） 共通

品名	単位	区分	利用料金
プロジェクター	1台	1回	220円
ワイヤレスアンプセット	1台	1回	110円

別表の2 附属設備利用料金の備考第1項を次のように改める。

- 1 附属設備の利用の回数は、施設利用料金の表に規定する多目的ホール、体育館、演習室等の施設ごとの1の利用時間の区分での利用を1回とし、第1ギャラリー、第2ギャラリー又は小ギャラリーにおいては、演習室から美術室までの1の利用時間の区分での利用を1回とする。ただし、多目的ホール及び体育館における終日の区分は3回とする。

別表の2 附属設備利用料金の備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例に基づくプロジェクター及びワイヤレスアンプセットの利用について必要な予約等の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 15 号

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市北部柔道場建替事業において土地の表示を分筆により
変更したことから、位置の表示を改めるため。

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市柔道場の設置及び管理に関する条例（平成８年流山市条例第
13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「流山市青田109番地の1」を「流山市青田109番
地の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市立中央図書館南流山分館を廃止し、新たに流山市立南
流山地域図書館を設置し、その管理を指定管理者に行わせるた
めである。

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市立図書館設置等に関する条例（昭和53年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

流山市立南流山地域図書館	流山市流山2539番地の1
--------------	---------------

第2条第2項の表中流山市立中央図書館南流山分館の項を削る。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 流山市立南流山地域図書館

別表第1中

「	「	を	」	」
「	流山市立木の図書館 流山市立おおたかの森子ども図書館	を	流山市立木の図書館 流山市立南流山地域図書館 流山市立おおたかの森子ども図書館	」
」	」		」	」

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	平日	日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日
流山市立中央図書館	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで
流山市立中央図書館分館	午前10時から午後5時まで	
流山市立森の図書館	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで
流山市立森の図書館会議施設及び展示施設	午前9時から午後9時まで	
流山市立木の図書館	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで
流山市立南流山地域図	午前9時から午後	午前9時から午後5

書館	7時まで	時まで
----	------	-----

備考 平日とは、日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日
以外の日をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例に基づく流山市立南流山地域図書館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市立南流山地域図書館の管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 21 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い、国民健康保険料の軽減措置における所得判定基準及び所得割額の算定方法を改めるためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に改める。

第20条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第6条中「「所得税法第57条第1項」」を「「所得税法第57条第1項」と、「110万円」とあるのは、「125万円」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 22 号

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 墓地の新設又は変更に当たり、該当する全ての住宅等の所有者から同意書の提出があった場合に、住宅等から墓地までの距離の要件を緩和するためである。

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例
流山市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年流山市条例第
17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「並びにこれらの敷地」を削り、「以下同
じ。）」の次に「及びこれらの敷地」を加え、同号に次のただし書を加
える。

ただし、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては墓地までの距離
が100メートル未満、その他の墓地にあっては当該距離が50メー
トル未満の範囲内に存する全ての住宅等の所有者及び当該住宅等の存
する土地の所有者から同意書が提出された場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 23 号

和解について

放射能対策に係る費用の損害賠償請求について、次のとおり和解する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 事件の概要

東日本大震災での東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、市が平成26年4月1日から平成29年3月31日までに被った損害について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があった。

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

(旧東京電力株式会社)

代表執行役社長 小早川 智明

3 和解の内容

(1) 相手方は、市に対し、損害賠償金として金140万円の支払義務があることを認める。

(2) 市と相手方は、次の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、市は相手方に対して別途請求しない。

提案理由 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に基づき和解するためである。

議案第 29 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、変電設備の規制の対象となっている全出力50キロワットを超える電気自動車等に充電する設備のうち、全出力200キロワットまでのものを急速充電設備として規制するためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を加え、「（以下「自動車」という。）」を削り、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立向小金小学校の職員が公務のため公用車（市が賃借している自動車）を公用車駐車場の所定の駐車位置に駐車しようとした際、駐車場の柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年10月16日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台2丁目1番地の2
（流山市役所公用車専用駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区登戸2丁目2番7号
株式会社トヨタレンタリース新千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年11月30日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 53,812円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 土木部道路建設課の職員が市道上において、車両の方向転換を行うため、公用車（市が賃借している自動車）を後退させた際、塀に車両後方左側を接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年11月2日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市向小金2丁目544番56地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年11月30日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 44,000円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月1日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 事 件 名 | 学校教育部指導課の職員が、市内パトロールを行うため、公用車（市が賃借している自動車）を運転中、左折する際に車体左後方部分と、民地ポールを接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 令和2年9月17日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市東深井84番16地先 |
| 4 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和解成立年月日 | 令和2年12月1日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 247,115円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を公用車駐車場に駐車しようとした際、駐車していた別の公用車（市が賃借している自動車）と接触したことにより運転中の当該車両が被害を受けた物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年7月16日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台2丁目1番地の2
（流山市役所公用車専用駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年12月8日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 115,269円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を公用車駐車場に駐車しようとした際、駐車していた別の公用車（市が賃借している自動車）と接触したことにより駐車中の当該車両が被害を受けた物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年7月16日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台2丁目1番地の2
（流山市役所公用車専用駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年12月8日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 57,541円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 総合政策部企画政策課の職員が公務のため、公用車を運転し、狭あいな道路に進入するために右折を試みたところ、人家の塀に接触したことによる相手方の人家の塀の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年8月19日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 相手方住所地 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年12月25日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 316,800円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 総合政策部マーケティング課の職員が、公務のため公用車（市が賃借している自動車）を市役所公用車立体駐車場の所定の駐車位置から発進しようとした際に、柱に備え付けてある消火器に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年11月17日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台2丁目1番地の2
（流山市役所公用車専用駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区登戸2丁目2番7号
株式会社トヨタレンタリース新千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年12月25日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 98,802円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月19日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 子ども家庭部保育課の職員が用務を終え、流山郵便局の駐車場から公用車を出庫しようとした際、隣に駐車していた相手方車両に公用車左側前方部を接触させたことによる人身及び物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年11月24日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石4丁目1423番地の1 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年1月19日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 184,618円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部図書館の職員が用務のため、中央図書館公用車駐車場に駐車してあった公用車（市が賃借している自動車）を移動させたところ、中央図書館敷地内に設置してある歩行者用すりに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年10月28日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市加一丁目1225番地の6
（流山市立中央図書館敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年1月20日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 68,266円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 財政部資産税課の職員が、公務のため、公用車（市が賃借している自動車）を運転し、車を後退したところ、電柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年12月21日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市鰯ヶ崎1423番11地先 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年1月25日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 25,476円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した人身及び物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が市の管理する道路で刈草の積み込み作業をしていたところ、自転車で走行していた相手方と接触し、転倒させたことによる人身及び物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年11月6日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市おおたかの森東四丁目1番1地先
(市道114号線) |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年12月8日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 13,944円 |